

別紙様式の記入方法に係る留意点について

- 別紙様式を作成する際は、各様式の（注）及び以下の事項にご留意のうえ、正確に記入するとともに、自己評価書本文や各種資料との整合性に留意し作成してください。
- 以下の各別紙様式の項目に付されている番号は、資料5-3の別紙様式（記入例）にある番号と一致していますので、併せて確認してください。
- 提出時点で未確定の部分がある、記入方法がわからないなど、不明な点については随時機構事務局にご相談ください。

別紙2（別紙様式1）「開講授業科目一覧」

当該様式と関係する主な基準

基準2-1-2、2-1-3、2-1-4、基準3-1-1、3-1-2、3-2-1

基準8-4-1

- 1 （注）1のとおり、評価実施年度5月1日現在のカリキュラムが調査の対象となりますが、カリキュラム見直しにより、新旧両カリキュラムが併存している場合、評価実施年度に入学する学生に適用されるカリキュラムが対象になります。よって、未開講（例えば、平成20年度から適用される新カリキュラムにおける、平成21年度以降開講の2・3年次対象授業科目など）又は隔年開講の授業科目も調査の対象になります。
- 2 （注）1のとおり、隔年開講の授業科目が、評価実施年度に未開講の場合についても記入していただきますが、その他毎年開講の授業科目が何らかの事情で不開講となった場合等についても同様に記入してください。
- 3 （注）2のとおり、「授業科目名」については、開設されている授業科目を、当機構の基準上の4つの科目に区分整理して記入してください。また、当機構の基準上の4つの科目に区分することができない授業科目については、「新たに科目分野を設けて記入してください。」とありますが、当該授業科目の実質的内容に従い、当機構の基準上の4つの科目区分に整理して記入してください。
なお、法律基本科目の中で、公法系・民事系・刑事系の3類型に区分することができない授業科目については、これら3類型の下に枠を設けて追記してください。

- 4 1つの授業科目が複数クラス開講されている場合は、「授業科目名」については「〇〇法×2」（2クラス開講の場合）のように記入してください。また、受講生数は、（注）10のとおり『①・・・②・・・』のように記入してください。
- 5 「単位数」については、当該授業科目を修得することによって与えられる単位数を記入してください。1つの授業科目が複数クラス開講されている場合にも、重複して加算しないでください。
例）授業科目「法曹倫理」（2単位）が2クラスで開講されていた場合、当該欄の計算に当たっては『4』ではなく『2』と記入します。なお、「開講単位数合計」についても、上記の方法で算出された単位数の合計となります。
- 6 1つの授業科目を複数教員で担当している場合には、『〇〇他』等とはせず、担当教員全員を記入してください。また、当該授業科目の内容、実施及び成績評価について責任を持つ教員には、頭に「◎」を付してください。
- 7 「開講単位数合計」については、法律基本科目の公法系・民事系・刑事系の各系、法律実務基礎科目の法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の各項目がそれぞれ一つの枠になっていますので、各系各項目に該当する授業科目の単位数の合計を記入してください。
- 8 「授業科目内容の概要」について、『シラバスを参照』といったような記載をせずに、講義等の内容を簡潔に記入してください。

別紙2（別紙様式2）「学生数の状況」

当該様式と関係する主な基準

基準6-1-2、6-1-3、6-1-5、6-2-1、6-2-2

- 1 「入学定員超過率」や「入学者数のうち社会人経験を有する者等の割合」については表計算ソフトの自動計算を使用しても構いませんが、（注）5にあるとおり小数点第3位を切り捨ててください。
- 2 「社会人（実務の経験を有する者）の定義について」、「他学部出身者の定義について」には、アドミッション・ポリシーの抜書き等ではなく、法科大学院が定めるそれぞれの定義を記入してください。

別紙2（別紙様式3）「教員一覧」

当該様式と関係する主な基準

基準8-1-1、8-1-2、8-2-1、8-2-2、8-3-1、8-3-2、
8-5-1

- 1 当該別紙様式については、評価実施年度において、当該教員が実際に担当している授業科目及び年間総単位数を確認する必要があるため、カリキュラムの新旧を問わず、当該教員が担当している授業科目をすべて記入してください。（別紙様式1において対象となる授業科目と取扱いが異なるため、注意してください。）
- 2 （注）2について、各法科大学院で独自の職名（特任教授、併任教員など）を使用している場合についても、当該様式の「教員分類別内訳」に定める分類に合わせて、整理してください。
- 3 （注）5のとおり、「担当授業科目」、「年間総単位数」に係る単位数の計算にあたり、複数教員が担当する授業科目の場合は、当該授業科目を担当する教員ごとの単位数に対する担当時間数の割合により記入してください。
例）オムニバス形式の授業科目（2単位）を、4人の教員が同じ時間数を担当する場合、1人の教員の単位数は「0.5」となり、担当教員の単位数の合計と当該授業科目の単位数は合致することになります。
- 4 複数クラス開講の授業科目について、例えば授業科目「法曹倫理」（2単位）が2クラス開講されており、両クラスとも同一の教員が担当している場合は、当該教員の「授業科目名」には『法曹倫理×2』、単位数には『4』と記入します。（別紙様式1における「単位数」の計算方法とは異なるため、注意してください。）
- 5 （注）10のとおり、自大学他専攻等担当授業科目については、例えば学部の授業科目の場合には『〇〇〇法（B）』、と記入してください。

別紙2（別紙様式4）「科目別専任教員数一覧」

当該様式と関係する主な基準

基準8-2-1、8-2-2

- 1 （注）1のとおり、評価実施年度5月1日現在のカリキュラムが調査の対象となりますが、カリキュラム見直しにより、新旧両カリキュラムが併存している場合、評価実施年度に入学する学生に適用されるカリキュラムが対象になります。よって、未開講（例えば、平成20年度から適用される新カリキュラムにおける、平成21年度以降開講の2・3年次対象授業科目など）又は隔年開講の授業科目も調査の対象になります。（別紙様式1において対象となる授業科目を担当している専任教員の数について記入することになります。）
- 2 （注）3「科目別に延べ人数」とは、1人の教員が複数の科目にまたがる形で2つ以上の授業科目を担当している場合に延べ数とするという意味です。1つの科目の中で2つ以上の授業科目を担当していても、その教員はその科目に関して1人として計算するため、注意してください。
（例）1. 専任教員A教員が民法にあたる授業科目のほか、法律実務基礎科目及び展開・先端科目の授業科目を担当している場合、民法、法律実務基礎科目及び展開・先端科目のそれぞれにおいてカウントします。
2. 専任教員B教員が授業科目「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」及び「民法Ⅳ」を担当している場合は、民法の区分において『1』とカウントします。

※延べ人数で計算するため、「合計」は、現員数を上回ることも考えられます。